

個別事項の方向性

〔外務省〕

- （中）国際協力機構 . . . 2
- （中）国際交流基金 . . . 7

〔国土交通省〕

- （中）自動車事故対策機構 . . . 11
- （中）住宅金融支援機構 . . . 14

〔総務省〕

- （中）郵便貯金・簡易生命保険管理機構 . . . 16

〔文部科学省〕

- （研）科学技術振興機構 . . . 20

〔厚生労働省〕

- （中）労働政策研究・研修機構 . . . 23

【(中) 国際協力機構】(外務省)

項 目	問題意識及び論点	指摘の方向性
<p>1 [見込評価] 法人の取組実績に係る適正かつ厳格な評価の実施</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に当たっては、「いつまでに」、「何について」、「どのような水準を実現するのか」といった、達成しようとする目標水準があらかじめ明らかにされていないならば、事後に実績と対比して結果の良し悪しを判断するための基準が明確ではなく、正確な評価ができないこととなる。 また、目標水準が明らかにされていたとしても、事後に測定された実績がその目標水準を超えたのか、あるいは超えなかったのかについての根拠やデータが明確に説明されなければ、実績に対して適切な評価を付しているかどうかを判断することは不可能である。 このため、適切な評価の実施のためには、①目標水準をあらかじめ明確にしておくこと、②実績が目標水準に対してどこまで到達したかについての客観的な根拠を明確に説明すること、の2点が必要である。 ・ しかしながら、見込評価の実施状況を見ると、以下の点から適切な評価の実施の観点で疑問。 <ul style="list-style-type: none"> i) 現行中期目標は、目標策定指針が決定される前に策定されたものであるため、「技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する」、「案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する」、「国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める」等と記述されているのみで、<u>本法人にどのようなことを達成目標として求めるのかを客観的に計ることができる目標となっていない。</u> 	<p>○ 評価を付すに至った具体的な根拠等を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。</p> <p>【評価指針：Ⅱ-7-(2)-ii-ア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価を付す際には、なぜ、その評価に至ったのかの根拠を明確に記載する。 <p>○ 目標設定については、「見直し措置内容」において、適切な目標設定の方向性が示されていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

		<p>ii) 見込評価書では、取り組んだ実績について評価をつけるために、①日本政府の政策実現に貢献する成果、②機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③事業実施上の困難を克服して実施した取組、④活動等の難易度の高い取組を、所期の目標水準を質的に上回る成果と判断したとして「A」以上の評価を付しているが、これは、取組の記述ではあるものの、<u>目標期間開始時に想定していた達成すべき目標との関係は説明されていない。</u></p> <p>※ 31 の評価項目中、「S」評価が 1 (3.2%)、「A」評価が 11 (35.5%)、「B」評価が 18 (58.1%)、「C」評価が 1 (3.2%) となっており、4 割近くの項目において、所期の目標を上回る成果が得られていると判断されている(「A」以上の評価は全て、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における項目)。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人が実施する業務の意義、求める成果内容、過去の実績等を十分踏まえた客観的かつ具体的な目標が設定され、それに対して、どの程度の達成状況であったのかが具体的かつ客観的に説明された上で評価が付されるべきではないか。 <p>→ 外務省の「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」(以下「見直し措置内容」という。)においては、目標設定について、開発協力大綱をはじめとする開発協力関連政策に沿って設定し、事務・事業の目標と成果を国民に分かりやすく示すとともに、一定の事業等のまとまりごとに、質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況の評価が可能となるよう、可能な限り多くの定量的指標を設定する方向性が示されている。</p>	
2	〔業務及び組織の見直し〕 民間連携事業の推進	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人では、開発協力大綱(平成 27 年 2 月閣議決定)、日本再興戦略(平成 25 年 6 月閣議決定)等に基づき開発途上国の課題解決と国内企業 	<p>○ 民間連携事業の推進については、「見直し措置内容」において、民間企業等との連携強化の方</p>

の海外展開等による我が国経済の活性化を目的とした各種の民間連携事業を実施。

- ・ 当該事業における平成 27 年度の民間企業からの応募件数はいずれも前年度を下回っているほか、応募企業所在地は大都市圏に集中している状況であり、今後、大都市圏以外の民間企業も含め、様々な技術・ノウハウを持ったより多くの国内企業の事業への参加を促進することが重要。

※ 民間連携事案件数（採択/応募）

[協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）] 26 年度（16/100）→27 年度（8/34）

[中小企業海外展開支援事業（基礎調査）] 26 年度（19/122）→27 年度（22/72）

[中小企業海外展開支援事業（案件化調査）] 26 年度（51/305）→27 年度（66/214）

※ 民間連携事業の平成 27 年度までの都道府県別応募件数の割合

[協力準備調査（PPP インフラ事業）] 東京都 71%、大阪府 11%、愛知県 7%、その他 11%

[協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）] 東京都 53%、大阪府 8%、神奈川県 5%、その他 34%

[中小企業海外展開支援事業] 東京都 27%、神奈川県 8%、大阪府 8%、愛知県 6%、その他 51%

○ 問題意識、論点

- ・ 開発途上国の課題解決に資するという他の企業等支援機関にない本法人の特色を活かす観点から、先行事例の分析や大都市圏以外の地域も含めた国内企業の実態を把握した上で特定の技術・ノウハウを持つ企業・業種などへの応募を積極的に促すなど、より戦略的に事業を実施する枠組みを構築すべきではないか。

→ 本法人では、応募件数減少の理由について、①制度開始後数年がたち、採択を重ねる中で採択案件の水準が企業側にある程度認知されたこと、②将来の事業化の確度を高める観点から、応募前の内談対応を強化し、その時点で事業化が困難な案件については再検討を依頼していることなどを挙げている。

また、より制度の趣旨及び目的に合致した応募に絞られたことで、企画書の質は向上しているとしている。

さらに、さらなる応募件数の増加に向けて、企業向けシンポジウムの開催や、特定

向性が示されていること、既に本法人において、さらなる応募件数の増加に向けて、企業向けシンポジウムの開催や、特定の分野（例：医療、水）や地域（例：アフリカ）にテーマを絞り込んだ企業向けセミナーを首都圏及び地方部でも開始し、関心層の拡大に取り組んでいることを確認し、調整している。

		<p><u>の分野（例：医療、水）や地域（例：アフリカ）にテーマを絞り込んだ企業向けセミナーを首都圏及び地方部でも開始し、関心層の拡大に取り組んでいるとしている。</u></p> <p>→ 「見直し措置内容」においても、民間企業等との連携強化について、「本法人がこれまで蓄積した知見及びネットワークを生かし、多様な力を動員・結集するための結節点及び触媒としての機能を強化し、開発途上地域における開発成果の向上を図る」とされている。</p>	
3	<p>〔目標設定〕</p> <p>開発援助事業の PDCA サイクルにおける責任体制と成果の明確化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人においては、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることが重要。 ・ 本法人の各援助事業は、<u>事業を実施する国・地域への支援という側面と、例えば「平和構築」といった開発課題解決という側面</u>があり、法人本部においても、<u>地域部と課題部が協力して事業を実施。</u> <p>的確で効果的な事業実施に当たっては、関係部署が明確な責任体制の下で緊密に連携しつつ、個々の責任に応じた成果を上げることが必要。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長のリーダーシップに基づく政策実施機能の最大化を図る観点から、目標達成に組織的に取り組むことができるよう、<u>個々の援助事業の組成、実施及び評価並びにその間における予算執行・監理も含めた組織内における責任体制と事業の成果との関係性</u>について、明確化を図るべきではないか。 <p>→ 「見直し措置内容」においては、効果的な事業マネジメントに向けて、組織内における責任関係の明確化を図る方向性及び目標設定について、一定の事業等のまとまり（注）の項目ごとに具体的な目標を設定する方向性が示されている。</p> <p>（注） 目標策定指針において、一定の事業等のまとまりとは、法人の内部監理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位とされている。</p>	<p>○ 「見直し措置内容」では、効果的な事業マネジメントに向けて、組織内における責任関係の明確化を図る方向性及び一定の事業等のまとまりの項目ごとに具体的な目標を設定する方向性が示されていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

4	<p>〔業務及び組織の見直し〕 開発協力関係者の安全対策の徹底</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バングラデシュのダッカにおいて、平成 28 年 7 月 1 日（現地時間）に発生した銃撃・人質事件により、本法人の調査業務に従事していたコンサルタントの邦人 8 人が死傷。 ・ 当該事件を受け、外務省及び本法人では、これまでの安全対策に係る取組を検証し、新たな安全対策を策定するため、「国際協力事業安全対策会議」を設置し、検討結果を公表（平成 28 年 8 月 30 日）。 ・ 全ての邦人がテロの対象となり得ることを前提とした安全対策の強化が必要。 <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力事業安全対策会議の検討結果等を踏まえた実効性のある安全対策を実施すべきではないか。 <p>→ 外務省及び本法人では、平成 28 年 8 月 30 日、国際協力事業安全対策会議最終報告において、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範の徹底等、③ハード・ソフト面両面の防護措置、研修・訓練の強化などの方策をとりまとめ、今後、報告書の内容を着実に実施し、安全対策を一層強化するとしている。また、外務省及び本法人では、これらの安全対策の的確な実施を確保するため、今後、定例的に開催する国際協力事業安全対策会議を活用しフォローアップを行うとしている。</p> <p>→ 「見直し措置内容」においても、「国際協力事業安全対策会議」での検討結果等を踏まえて実効性のある安全対策を抜本的に強化する。」とされている。</p>	<p>○ 開発協力関係者の安全対策の徹底については、「見直し措置内容」において、国際協力事業安全対策会議での検討結果等を踏まえて実効性のある安全対策を抜本的に強化する方向性が示されていること、外務省及び本法人では、安全対策の的確な実施を確保するため、国際協力事業安全対策会議を活用しフォローアップを行うとしていることを確認し、調整している。</p>
---	---	---	--

【(中) 国際交流基金】(外務省)

項目	問題意識及び論点	指摘の方向性
<p>1 [目標設定] 中期目標に係る定量的な目標設定</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人の中期目標は、例えば評価項目の一つである「文化芸術交流事業の推進及び支援」でみると、「対日関心の喚起と日本理解の促進に資するため、多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介」、「文化芸術分野における国際貢献事業を、日本と海外の双方向の事業や相手国の国民との共同作業を伴う事業、人物交流事業等も含め、効果的に実施」、「事業実施に際しては、外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性及び今後の動向を的確に把握」等、本法人が実施する予定の事業内容や留意点等が記載されているが、<u>個々の事業の実施を通じて目指すべき成果や目標が定量的・具体的に記載されていない。</u> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より正確な業務実績の把握と分析に基づく評価を実施する観点から、<u>中期目標においては定量的で客観的かつ具体的な目標設定がなされるべきではないか。</u> → 「業務および組織の全般にわたる検討の結果ならびに講ずる措置の内容」(以下「見直し措置内容」という。)において、「<u>適切な定量的指標の設定を行うとともに、業務特性により定量的指標による評価が適さないものについては、国民に分かりやすく明確な定性的指標を設定することにより、法人の成果の評価を更に透明化し、業務のPDCAサイクルの定着及び強化を一層充実させる。</u>」とされている。 	<p>○ 「見直し措置内容」では、次期中期目標について、適切な定量的指標の設定を行うとともに、業務特性により定量的指標による評価が適さないものについては、国民に分かりやすく明確な定性的指標を設定することにより、法人の成果の評価を更に透明化し、業務のPDCAサイクルの定着及び強化を一層充実させる、との方向性が示されていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>
<p>2 [目標設定] 海外派遣員の安全確保</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア文化交流強化事業について、現行中期目標では、邦人の海外派遣者数を増加させる目標を設定しているが、一方で、それらの海外に派 	<p>○ 海外派遣員の安全確保については、主務省において、法人全体として取り組むべき事項として、国</p>

		<p>遣される邦人の安全確保に関しては「関係国との対外関係への配慮」との記載があるのみで、<u>具体的な安全対策の取組及び達成すべき内容については示されていない。</u></p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、海外の様々な場所においてテロや政情不安等のリスクが増加していることを十分踏まえ、<u>海外派遣員の安全確保に関する取組及び達成すべき内容について、中期目標に具体的に記載すべきではないか。</u> → 「見直し措置内容」において、「<u>派遣者に係る危機管理体制の強化等に着実に取り組み、安全な事業運営を図る</u>」とされている。 	<p>際協力事業安全対策会議での議論等を踏まえて中期目標に記載する方向で検討するとしていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>
3	<p>〔目標設定〕</p> <p>日本研究・知的交流事業における事業実施後のフォローアップの推進</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、「日本研究フェロープログラム」「知的交流事業」などの事業により、海外の日本研究機関・日本研究者への支援や、知識人、文化人、若手人材等の招聘や交流を実施し、知日・親日派の人材の育成を行っている。 当該事業は、①海外の日本研究拠点機関等に対し、教師派遣や、研究会議への助成等支援の実施及び日本研究振興のための有識者等の人物交流事業を行い、将来有益な人材育成を図ること等、②日本と諸外国との間の共通課題や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての対話や共同研究の実施又は支援及び日本と諸外国との共同研究や知的対話、更には地域・草の根交流を行うために必要となる有為の人材を育成すること等、長期的な観点から対日理解を有するオピニオンリーダーとなる知日・親日派の人材の育成を図ることが目的であり、<u>招聘・交流等を行った人材に対しては、交流後もフォローアップを継続的に実施することが重要。</u> 	<p>○ 日本研究・知的交流事業における事業実施後のフォローアップの推進については、主務省において、次期中期目標に記載する方向性で検討するとされていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> しかしながら、現行中期目標においては、当該事業について「長期的な観点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう適切に実施する」と記載されているのみで、<u>事業実施後のフォローアップについて、特段の記載はない。</u> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本研究フェロープログラムや知的交流事業実施後の人材のフォローアップについて、次期中期目標に明記して取り組むべきではないか。 	
4	<p>〔目標設定〕</p> <p>アジア文化交流強化事業実施に当たっての具体的な目標の設定</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア文化交流強化事業は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに集中的に事業を実施することとしており、<u>平成32年度までに、①「日本語パートナーズ」延べ3,000人以上を派遣する、②様々な分野における文化の担い手延べ1,000人超の人的交流を実施する、③様々な分野における協働事業や協働作業の成果発信事業を延べ1,000件以上実施又は支援することを目指している。</u> <p>※ 上記は、日・ASEAN 特別首脳会議（平成25年12月）において「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」として安倍首相が表明したものであり、本法人はその実施を担う部署としてアジアセンターを設置し、アジア文化交流強化事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標策定指針（Ⅱ-4-(1)）においては、「どのような目的及び必要性の何に基づき」、「いつまでに」、「どのような水準を実現するのか」について分かりやすく示さなければならないとされている。 しかしながら、本法人の現行中期目標においては、「日本とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化」「アジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業」「アジアの日本語教育機関の活動を支援するための日本からの人材派遣事業等」等実施すべき事業に係る記載はあるものの、上記①～③として示されている達成すべき 	<p>○ アジア文化交流強化事業実施に当たっての具体的な目標の設定については、主務省において、次期中期目標に具体的な目標の設定を行うことを検討するとされていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

		<p><u>水準については明記されていない状況。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 当該事業の成果を評価するためには、中期目標において上記①～③で示された達成すべき水準をあらかじめ明らかにすることが必要。 <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当該事業が目指すべき達成水準等は、上記の通り明確であることから、次期中期目標策定にあたっては、これを適切に反映させた具体的な目標とすべきではないか。 <p>→ 「見直し措置内容」において、「次期中期目標及び中期計画においては適切な定量的指標の設定を行うとともに、定量的指標が適さないものについては、明確な定性的指標を設定することにより、評価の透明化、業務のPDCAサイクル定着及び強化を図る」とされている。</p>	
--	--	---	--

【(中) 自動車事故対策機構】(国土交通省)

項目	問題意識及び論点	指摘の方向性
<p>1 [業務及び組織の見直し] 療護施設への入院希望者の待機期間短縮及び知見・成果の普及について</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人が設置・運営する療護施設の中には、<u>入院の申込みをしてから入院に至るまでの期間が長期間となっている施設がある。</u> <u>遷延性意識障害からの脱却に当たっては、早期の治療開始が効果的であることから、入院希望者の待機期間を短縮することが必要。</u> <p>※ 国土交通省では、次期中期目標期間から、療護施設機能の一般病院（大学病院・総合病院等）への委託（一貫症例研究型委託病床）を予定。 これにより、全体病床数が増加するとともに、①急性期～亜急性期～慢性期における連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等策定し、②研究及び人材育成をするために必要な体制を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成に努めることとしており、臨床研究を通じた治療法・リハビリ手法の改善及び専門性の高い医師の養成を合わせて実施することにより、遷延性意識障害者に対する、適切な医療体制の構築を進めていく方針。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「交通政策基本計画」（平成27年2月13日閣議決定）においては「より効果的な被害者支援の充実方策について検討する」とされている。 ①交通事故被害者団体の意向、②国土交通省に設置される「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」などの検討結果、③今後予定される「一貫症例研究型委託病床」の導入も踏まえ、<u>入院及び在宅における適切な医療の提供体制の検討とともに、入院までの待機期間の短縮に向けた方策を検討すべきではないか。</u> <p>→ 「業務および組織の全般にわたる検討の結果ならびに講ずる措置の内容」（以下「見直し措置内容」という。）においては「療護施設の今後のあり方については、現状および今後の課題等について整理した上で、検討を進める」とされている。</p>	<p>○ 「見直し措置内容」において「療護施設の今後のあり方については、現状及び今後の課題等について整理した上で、検討を進める。」とされているが、遷延性意識障害からの脱却には早期の治療開始が有効であることを踏まえ、公平な治療機会を確保しつつ入院希望者の待機期間短縮に向けた方策を検討するとともに、療護施設で得られた知見・成果の普及のため、療護施設の入院患者にとどまらない遷延性意識障害の治療等に寄与するという社会的意義にも着目した取組として、一貫症例研究型委託病床の設置を着実に進めることにより、遷延性意識障害者に対する適切な医療の提供体制を検討していくことを求める。</p>

<p>2</p>	<p>〔目標設定〕 安全指導業務の民間参入促進に資する目標設定</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全指導業務は、事業用自動車の事故防止のために、運行管理者等や運転者に対し講習・診断などを行う業務である。平成 25 年の閣議決定を踏まえ、当該業務への民間事業者参入を促進することとされ、参入事業者数が年々増加。 一方、現行中期目標では、安全指導業務の民間参入促進については「国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策を策定」、「指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る」との定性的な記述となっていることから、法人の業務実績を達成目標と照らし合わせて評価することが困難。 <p>※ 安全指導業務の民間参入促進に資する取組の定量的な目標設定の可否について国土交通省に確認した結果、「参入は民間事業者の経営判断の要素が大きく定量的な目標設定は困難」との回答。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人が担う、①民間参入事業者に対する要件研修の実施、②指導講習の質の維持を図るための指導講習テキストの頒布など、<u>安全指導業務の民間参入の促進に資する具体的な取組内容</u>について、<u>客観的に実績を評価することができる指標として目標において設定すべきではないか。</u> <p>→ 「見直し措置内容」においては、「民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業の事業者団体に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。」とされている。</p>	<p>○ 「見直し措置内容」において、民間参入の一層の促進を図るための自動車運送事業者団体にする支援を行う方向性が示されていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>
<p>3</p>	<p>〔目標設定〕 道路交通安全マネジメントシステムの国際規格浸透のための具体的な目標設定</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、国内審議委員会を開催するなどの業務を行うほか、道路交通安全マネジメントシ 	<p>○ ISO 業務も含めた安全マネジメント業務全体については、主務省において、数値化された新たな指標を設定するとの方針であること</p>

		<p>システムの国際規格（ISO 39001）の浸透のため普及・広報活動を実施しているが、現行の中期目標における本業務の目標は、「内容の一層の充実等を図る」との記述に留まっており、ISO 業務に係る具体的な目標水準に関する記述がないことから、法人の業務実績を達成目標と照らし合わせて評価することが困難。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次期、中期目標策定に当たっては、ISO 業務実施に関する目指すべき方向性・具体的な目標水準等を明示すべきではないか。	<p>から、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>
--	--	--	--

【(中) 住宅金融支援機構】(国土交通省・財務省)

項目	問題意識及び論点	指摘の方向性
<p>1 [業務及び組織の見直し] 中古住宅流通・リフォーム市場の活性化に資する方策の検討</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラット 35 の利用要件に、すべての住宅に適用される建築基準法の基準を上回る技術基準を定め、良質住宅の普及を図ってきたところ。また、それよりレベルの高いフラット 35S の技術基準を定め、これに適合する省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に優れた、より良質な住宅への誘導を図ってきたところである。 ・ また、フラット 35 及び 35S の見直しを継続的に行い、中古住宅購入に付随して行うリフォーム工事資金を融資対象とする等、中古住宅の活用促進にも取り組んできている。 ・ しかしながら、フラット 35 及び 35S の融資実績をみると、新築・中古の割合は、日本全体の住宅流通の傾向とほぼ同様。 ・ <u>良質な住宅が適切なリフォームで維持され、中古住宅流通で循環利用されるよう、住宅金融面からの誘導施策も重要である。</u> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本法人が持つ技術や培ってきたノウハウ等を活用し、中古住宅流通・リフォーム市場の活性化に資する方策の検討をすべきではないか。</u> <p>→ 「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」(以下「見直し措置内容」という。)では、「新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援できるよう、今後も適切にフラット 35 の制度・運用や事業の見直しを行っていく」とされている。</p>	<p>○ 「見直し措置内容」では、フラット 35 について、新たな住宅循環システムの構築、建替え・リフォーム等に対応した住宅ローンの供給の支援のため、今後も適切に制度・運用や事業の見直しを行っていく方向性が示されていることを確認し、調整している。</p>

<p>2</p>	<p>〔業務及び組織の見直し〕</p> <p>民間金融機関では対応が困難な分野に対する融資業務についての周知活動の強化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人は、市街地再開発や防災街区整備等、<u>政策的に重要でありながら、権利関係が複雑で事業完遂の見通しが難しく、関係権利者の合意形成に時間を要するなど、民間では対応困難な分野について資金供給し、国民の住宅取得等を支援するための融資業務を実施しているところ。</u> ・ 本法人には、このような市街地再開発等のまちづくりプロジェクトに初動期から関わって、関係者への資金計画に関する情報提供やその後の融資実行の経験がある。 ・ 本法人は、地域の住まい・まちづくりの課題解決を支援する観点から、地方公共団体との連携を進めているが、<u>まちづくりに関わる任意団体やNPO等の関係者に対する当該融資制度の周知活動等の取組には、まだ不十分な実態があるのではないか。</u> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 密集市街地の解消や老朽化マンションの適正化などについては、防災を推進し、国民生活の安定に寄与する観点からも非常に重要。 ・ 本法人は、当該融資業務に関して、地方公共団体への働きかけとともに、<u>まちづくりに関わる任意団体やNPO等の関係者に対しても連携及び協力を行うとともに、効果的に周知を図っていくことにより、さらに制度が活用されるよう努めるべきではないか。</u> <p>→ 「見直し措置内容」では、「地方公共団体との間において、住生活を巡る課題への対応にとどまらず、住生活に関わる防災分野、福祉分野、まちづくり分野、環境・エネルギー分野等の施策分野においても連携するよう努める、また、地方公共団体に加え、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた住生活に関わる主体との連携及び協力も行うよう努める、さらにこうした取組が国民に対しわかりやすく伝わり、正しく理解されるように一層の周知活動を行う」とされている。</p>	<p>○ 「見直し措置内容」では、「民間金融機関では取りづらいリスク等にも対応」、「地方公共団体に加え、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた住生活に関わる主体との連携及び協力」及び「こうした取組が国民に対しわかりやすく伝わり、正しく理解されるように一層の周知活動を行う」とされていることを確認し、調整している。</p>
----------	---	--	--

【(中) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構】(総務省)

項目	問題意識及び論点	指摘の方向性
<p>1 [業務及び組織の見直し] 満期が到来した郵便貯金、支払義務が発生した簡易生命保険の早期の払戻しや支払のための取組強化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険契約の確実な管理・債務の履行がその役割。管理する郵便貯金額、簡易生命保険契約件数は、本法人発足後減少を続けているものの、いまだその規模は大きく、引き続き、本法人として確実な管理、債務の履行が必要 ・ 一方、管理する郵便貯金、簡易生命保険契約の実際の払戻し、支払手続等は(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険等に委託しており、自らの自主的なマネジメントのもとで行うことができる業務は、早期払戻し、支払のための取組(預金者や保険契約者の実態把握、それらの者に対する周知・広報等)が中心。 ・ 現行中期目標期間において、郵便貯金の権利消滅金発生額、簡易生命保険支払の時効完成額は毎年度多額に上る状況(※)。このような中、次期中期目標期間中の平成29年度には、過去に預入された全ての定期性の郵便貯金が満期を迎える予定。 <p>※ 郵便貯金残高(H19.10)132兆円(民営化時)(H27度末)19兆円 簡易生命保険契約件数(H19.10)6,125万件(民営化時)(H27度末)1,950万件</p> <p>※ 郵便貯金権利消滅発生額(億円):(H25)83.3(H26)163.7(H27)150 簡易保険支払時効完成額(億円):(H25)54.3(H26)247.4(H27)31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、郵便貯金については、現状、住所調査等の取組は実施しておらず、預金者の実態(氏名、居住地など)について把握・管理が十分にできていない。 <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する郵便貯金及び簡易生命保険契約について、払戻しや支払を一 	<p>○ これまでの取組の成果について検証を行い、その結果を踏まえ、総務省及び本法人が密に連携して、預金者や保険契約者の実態把握の促進、それらの者に対する一層効果的な周知・広報となるよう見直しを行い、取組を強化すること。</p>

		<p>層促進するためには、預金者や保険契約者の実態把握のための取組や、より効果的な預金者、保険契約者に対する周知・広報となるよう取組を強化する必要があるのではないか。</p> <p>→ 「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」において、早期払戻しの促進のための「より効果的な周知・広報を実施」するとされている。</p>	
2	<p>〔見込評価〕</p> <p>預金者や保険契約者への周知の取組に係る評価の適切な実施</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に当たっては、「いつまでに」、「何について」、「どのような水準を実現するのか」といった、達成しようとする目標水準があらかじめ明らかにされていないならば、事後に実績と対比して結果の良し悪しを判断するための基準が明確ではなく、正確な評価ができないこととなる。 また、目標水準が明らかにされていたとしても、事後に測定された実績がその目標水準を超えたのか、あるいは超えなかったのかについての根拠やデータが明確に説明されなければ、実績に対して適切な評定を付しているかどうかを判断することは不可能である。 このため、適切な評価の実施のためには、①目標水準をあらかじめ明確にしておくこと、②実績が目標水準に対してどこまで到達したかについての客観的な根拠を明確に説明すること、の2点が必要である。 ・ しかしながら、「預金者や保険契約者への周知の取組」の項目の評価の実施状況をみると、以下の点から適切な評価の実施の観点で疑問。 <ul style="list-style-type: none"> i) 現行中期目標では、預金者や保険契約者への周知については「債務の履行の確保・促進を図る」、「費用対効果を十分検証しつつ、より効果的な実施に努める」等と記述されているのみで、本法人にどのようなことを達成目標として求めるのかを客観的に計ることができる目標となっていない。 ii) 評価指針では、「中期目標における所期の目標を上回る成果が得られ 	<p>○ 評定に至った具体的な根拠等を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。</p> <p>【評価指針：Ⅱ－7－(2)－ii－ア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評定を付す際には、なぜ、その評定に至ったかの根拠を明確に記載する。 <p>○ 「見直し措置内容」では、早期払戻しを促進する周知・広報をこれまで以上に効果的に行う方向性が示されていることから、目標の明確化については、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

		<p>ている」、「定量的指標においては対中期目標値の 120%以上」の場合に「A」評定を付すとされており、評価書で、それらを満たしていることの具体的根拠が説明されるべきところ、その説明はない。</p> <p>※ 「A」評定を付す要素として、郵便貯金の権利消滅額及び簡易生命保険契約の時効完成額が毎年度多額に上っている事実は記述されず、以下のような取組内容を記述しているのみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利消滅等に関する個別周知を強化 ・ 委託先等との連携を強化 ・ 地域限定施策について、効果を検証しつつ費用を抑えながら拡大実施 <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人が実施する業務の意義、求める成果内容、過去の実績等を十分踏まえた客観的かつ具体的な目標が設定され、それに対して、どの程度の達成状況であったのかが具体的かつ客観的に説明された上で評定が付されるべきではないか。 <p>→ 評価書からは、「A」評定を付したことについての客観的・合理的な説明は読み取れない。</p> <p>→ 「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」において、早期払戻しの促進のための「より効果的な周知・広報を実施」するとされている。</p>	
3	<p>〔目標設定〕</p> <p>郵便貯金、簡易生命保険管理業務の委託先等の監督の一層の強化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先等の監督については、「見込み評価」において、①委託先等に対する重点確認項目及び項目ごとのスケジュール等を規定した監督方針を定め、不適切事例の確認・実地監査・改善指導等の実施や、それらによる委託業務の質の確保等、達成状況が明確ではない内容や、②達成水準を設定しないまま、委託先等での各種不祥事案（現金過不足事故、情報管理事故、部内犯罪等）の発生件数の前期からの増減により評価せざるを得ない状況となっている。 ・ なお、本法人では、民間金融機関や生命保険会社での不祥事案の発生 	<p>○ 「見直し措置内容」では、業務の質の向上の観点から、委託先等に対する業務の見直し等に資する調査等、業務の実施状況の継続的な分析等の実施の方向性が示されていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整</p>

		<p>状況は未把握。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>多額の郵便貯金及び多数の簡易生命保険契約の管理主体として、また、管理業務の委託者として、委託先等における委託業務の適正な実施の確保のための取組の評価について、<u>実態に即した合理的かつ具体的な指標を設定すべきではないか。</u></u> ・ 上記について、次期中期目標において明記して取組を推進すべきではないか。 	<p>理する。</p>
4	<p>〔目標設定〕</p> <p>本法人が主体的に果たすべき役割・責任の明確化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人が管理することとされている郵便貯金額、簡易生命保険契約件数は、本法人発足後減少を続けているものの、いまだその規模は大きく、引き続き、本法人としてこれらの確実な管理、債務の履行が必要。 ・ 一方、本法人の位置付け、体制等については、 <ul style="list-style-type: none"> ① 将来的には解散が前提の組織 ② 主要業務である郵便貯金、簡易生命保険管理業務は、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険に委託する仕組み ③ 職員数 40 名のみ。大半は所管省、監督先（委託先）からの出向者 <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の状況にあっても、独法（公的機関）である以上、主体的かつ適切なガバナンスのもと、郵便貯金・簡易生命保険の管理、確実な債務の返済のための取組を実施していることを、国民に明確に示していく必要。 ・ 郵便貯金・簡易生命保険管理業務について、委託先との役割・責任の分担を明確化し、本法人の主体的な役割について、次期中期目標において具体的に明記すべきではないか。 	<p>○ 次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

【(研) 科学技術振興機構】(文部科学省)

項目	問題意識及び論点	指摘の方向性
<p>1 [業務及び組織の見直し] 科学技術文献情報提供事業の見直し</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、国内外の科学技術文献を収集し、抄録、索引データ等を付与したデータベースを整備し、インターネットを通じて大学、民間企業等の研究者に有償で提供している。 同データベースは、科学技術全分野に関する国内の文献情報を網羅的に収録しつつ、国外の重要な文献情報(被引用度の高い文献)も収録し、国内の科学技術研究を網羅的に検索できる唯一のものとなっている。 本事業は、運営費交付金によらず同データベース利用料の売上げにより運営することとされているが、世界的な動向として、公的資金を投入した研究成果論文を無償公開するオープンサイエンスの流れが進んでおり、無償で提供されている情報が利用される傾向となってきたことから、同データベースの単年度の利益は年々減少している(※)。このまま減少が続けば今後事業を継続することが困難となるおそれがある。 ※(25年度)4.0億円(26年度)3.2億円(27年度)1.8億円 一方、我が国でも、研究機関等と連携したオープンサイエンスの推進体制を構築すること、公的資金による研究成果の利活用を可能な限り拡大することなどが求められていることから、今後も引き続き、我が国随一の文献等情報の収録件数である同データベースの情報を研究機関や民間企業等の利用者により広く提供していく事業の継続が必要。そのためには、世界的な潮流に合わせた事業の見直しが必要 <p>【参考】第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 (2) 知の基盤の強化</p>	<p>○ 世界的なオープンサイエンスの流れを踏まえ、中小企業やベンチャー企業を含む産学官のイノベーションを促進するための重要な研究情報基盤として今後も継続的に各分野で広く活用されるようなビジネスモデルへの転換を図るなど、抜本的な見直しを行うこと。</p>

		<p>③ オープンサイエンスの推進</p> <p>国は、資金配分機関、大学等の研究機関、研究者等の関係者と連携し、オープンサイエンスの推進体制を構築する。公的資金による研究成果については、その利活用を可能な限り拡大することを、我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省及び本法人では、同データベースについて、国内の科学技術文献等が網羅的に収集されていることから各種研究開発や情報分析等に有効に活用することができるなどの大学や民間企業等からの意見が多数あることを把握しており、潜在的な利用ニーズは高いと考えられることから、今後も重要な研究情報基盤として一層充実・活用されるよう、実態を踏まえた見直しが必要ではないか。 <p>→ 「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」では、同事業について「オープンサイエンスの潮流等を踏まえ、抜本的に見直す」とされている。</p>	
2	<p>〔業務及び組織の見直し〕</p> <p>情報資料館筑波資料センター業務の見直し</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、個別法において国内外の科学技術文献等を収集、整理及び保管することとされている。 収集している文献等は、順次データベース化した上で現物資料として保管しているが、それらの文献等は、他の機関も所蔵しているなど同センターが所蔵する必要性の低いものについては順次廃棄するとともに、同センターのみが所蔵しているものについては国立国会図書館等への移管を進めている（※）。 <p>※（24年度）約 355 万冊（27年度）約 49 万冊</p> <p>※ 2か所あった情報資料館を平成 27 年 2 月に同センターに集約</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、文献等の廃棄や移管が進むにつれ現在の保管スペースを確保し続ける必要性はなくなっていくにもかかわらず、現行中長期目標及び「見直し措置内容」において、同センター業務の方向性については何ら示さ 	<p>○ 所蔵する文献のうち同センターが所蔵する必要性の低いものについては引き続き処分を進めるほか、同センターのみが所蔵しているものについては、関係機関と連携・調整の上移管等を進め、移管等が完了した際には、同センターの廃止を検討すること。</p>

		<p>れていない。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本業務については、データベース化等により所蔵する文献等が減少している現状を踏まえ、今後の同センター業務の在り方について明確に示すべきではないか。 	
3	<p>〔目標設定〕</p> <p>「橋渡し」機能の強化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略 2016」において、本法人の次期中長期目標においては、「橋渡し」機能の強化につながる具体的な取組を明記することとされている。 一方、「橋渡し」の成果を評価するためには、単に取組内容を明記するだけでなく、「橋渡し」によりどのような成果を目指すのかを、これらの取組の達成水準とともに明らかにすることが必要。 <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の「橋渡し」の成果を的確に評価するため、商品化に至った件数や創出された市場規模等のアウトカム目標を設定し、次期中長期目標に明記して取り組むべきではないか。 	<p>○ 「見直し措置内容」では、次期中長期目標において本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載、達成すべき内容や水準等を具体的に明記し可能な限り定量的な指標を記載、との方向性が示されていることから、次期中長期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

【(中) 労働政策研究・研修機構】(厚生労働省)

項目	問題意識及び論点	指摘の方向性
<p>1 [見込評価] 労働政策研究に係る評価 の適切な実施</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に当たっては、「いつまでに」、「何について」、「どのような水準を実現するのか」といった、達成しようとする目標水準があらかじめ明らかにされていないならば、事後に実績と対比して結果の良し悪しを判断するための基準が明確ではなく、正確な評価ができないこととなる。 また、目標水準が明らかにされていたとしても、事後に測定された実績がその目標水準を超えたのか、あるいは超えなかったのかについての根拠やデータが明確に説明されなければ、実績に対して適切な評価を付しているかどうかを判断することは不可能である。 このため、適切な評価の実施のためには、①目標水準をあらかじめ明確にしておくこと、②実績が目標水準に対してどこまで到達したかについての客観的な根拠を明確に説明すること、の2点が必要である。 ・ しかしながら、「労働政策研究の実施体制、厚生労働省との連携等」及び「成果の取りまとめ及び評価」の項目の評価の実施状況をみると、以下の点から適切な評価の実施の観点で疑問。 i) 目標で設定されている定量的指標(※)は、目的や実情等が異なる他法人の目標を参考として設定。また、前期も目標値を大きく上回る実績だったにもかかわらず前期の目標水準を維持しているが、評価書では、水準の妥当性の具体的根拠は説明されず、「有識者等の会議で妥当とされている」との記述のみ。 ※ 現行目標では、以下の定量的指標を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部評価を受けた成果総数のうち政策的視点等から高評価のもの2/3以上 ・ 有識者アンケート調査で2/3以上の者から有益との評価 	<p>○ 評価を付すに至った具体的な根拠等を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。</p> <p>【評価指針：Ⅱ-7-(2)-ii-ア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価を付す際には、なぜ、その評価に至ったかの根拠を明確に記載する。 <p>○ 「見直し措置内容」では、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について、研究機関に相応しいより客観的かつ適切な目標を設定する方向性が示されていることから、目標の明確化については、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p> <p>※ なお、前回掲げていた「本法人が行う労働政策研究の意義、成果、労働政策への反映についての明確化」の項目については、目標設定の明確化を内容としており本項目の内容と同一であるため統合。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から高評価を受けたもの 80%以上 <p>ii) 評価指針では、「中期目標における所期の目標を上回る成果が得られている」、「定量的指標においては対中期目標値の 120%以上」の場合に「A」評定を付すとされており、評価書で、それらを満たしていることの具体的根拠が説明されるべきところ、その説明はない。</p> <p>※ 「A」評定を付す要素として以下のような取組内容を記述しているのみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的視点に立った幅広い分野の体系的な研究を実施 ・厚労省等のニーズを踏まえた研究を実施 ・厚労省からの緊急のニーズへの迅速・的確な対応等の取組 等 <p>※ 「A」評定を付す要素として記述されている「審議会等や国会審議における引用件数の前期年平均からの大幅増」については、外的要因（説明を求められたかどうか）にもより法人の調査研究成果そのものとまでは言いがたいほか、元々達成すべき目標値として設定されていない。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人が実施する労働政策研究の意義、求める成果内容、過去の実績等を十分踏まえた客観的かつ具体的な目標が設定され、それに対して、どの程度の達成状況であったのかが具体的かつ客観的に説明された上で評定が付されるべきではないか。 <p>→ 評価書からは、「A」評定を付したことについての客観的・合理的な説明は読み取れない。</p> <p>→ 「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」では、労働政策研究について「より客観的かつ適切な目標を設定」し、「その達成度を厳格に評価」とされている。</p>	
2	<p>〔目標設定〕</p> <p>研究成果の普及、労働関係情報の収集・整理の一層効果的な実施</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行中期目標及び現行中期計画では、「情報の収集・整理」の目的については概念的な記述があるのみで、<u>具体的に何を達成することを指すのか不明</u> ・ 他方、現行中期計画において、<u>国内情報、海外情報ともに「延べ 100</u> 	<p>○ 「見直し措置内容」では、研究成果の普及、労働関係情報の収集・整理について、より客観的かつ適切な目標を設定する方向性が示されていることから、次期中期</p>

		<p><u>件の情報の収集・整理、HP等での提供」との指標が設定。</u></p> <p>しかし、「HP等での提供」と上記目的との関係は不明。また、「100件」という目標値の設定根拠が乏しい（毎年度、実績はそれを大幅に上回る。）。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>これまでの取組についての効果・課題の検証を行うことにより、労働関係情報の収集・整理により具体的に何を達成することを指すのかを明確化すべきではないか。</u> ・ 収集・整理の目的に照らしてより適切な評価を行うため、現在指標としている「提供件数」については「普及」との関係を明確化し、また、達成水準については過去の実績等を反映したより合理的かつ妥当なものとするなど、指標・目標値の整理、見直し（実績に即して厳しく設定）を行うべきではないか。 ・ 上記について、次期中期目標において明記すべきではないか。 	<p>目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>
3	<p>〔目標設定〕</p> <p>労働行政担当職員等に対する研修の位置付け等の明確化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行中期目標前文の「国が独立行政法人に実施させるべき業務」との記述に関し、<u>本法人に行わせるべき労働行政担当職員等に対する研修は具体的にどのようなものかは示されていない。</u> <p>また、現行中期目標の「中央・地方で実施する研修の役割分担の見直し」との記述について、「中央」は厚生労働省、「地方」は都道府県労働局との整理（厚労省の見解）。</p> <p>よって、本法人が独法として研修を行うべきことについての説明はなされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行中期目標に示されているアンケートでの有益度の目標値の設定根 	<p>○ 「見直し措置内容」では、労働行政担当職員研修の成果について、より客観的かつ適切な目標を設定する方向性が示されていることから、次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

		<p>扱が乏しい（毎年度、実績はそれを大幅に上回る。）。</p> <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>独法として労働行政担当職員等に対する研修を行う意義について国民への説明責任を果たす観点から、①（厚生労働省ではなく）独法に実施させるべき研修は具体的にどのようなものか、②地方（厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局）ではなく中央で行うべき研修は具体的にどのようなものを明確に示すべきではないか。</u> ・ 研修の目的に照らしてより適切な評価を行うため、研修に関する指標・目標値について、過去の実績等を反映したより合理的かつ妥当なものとなるよう整理、見直し（実績に即してより厳しく設定）を行うべきではないか。 ・ 上記について、次期中期目標において明記すべきではないか。 	
4	<p>〔目標設定〕</p> <p>本法人が果たすべき役割・責任の明確化</p>	<p>○ 実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究業務については、平成22年5月の厚生労働省内仕分けにおいて、大学等民間への委託により実施すべきとの指摘。また、労働大学校については、平成22年5月の行政刷新会議事業仕分けにおいて、国へ移管すべきである旨の評定。 ・ 上記のような経緯がある中で、現行中期目標においては、本法人の役割として、独法として研究や研修を行う具体的な意義等は未記載（前文で、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成14年法律第169号）第3条を引用しているのみ）。 <p>○ 問題意識、論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本法人の位置付けとミッションについて分かりやすく国民に説明する観点から、労働政策研究、労働行政担当職員研修等の業務について、国</u> 	<p>○ 次期中期目標策定時のチェックの際に、目標策定指針に照らして明確化等を確保させる観点から留意すべき事項と整理する。</p>

		<p><u>の重要な政策との関係や、他の労働に関する研究機関等（大学、民間企業等）ではなく、独立行政法人として果たしうる役割、<u>独立行政法人として実施することにより何を指すのか</u>について、<u>明確化すべき</u>ではないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記について、次期中期目標において明記すべきではないか。	
--	--	---	--

今年度の見直し対象7法人に対する共通指摘事項の方向性について
(組織・業務の見直し、見込評価)

平成28年10月28日
評価部会

下記の事項については、今年度の見直し対象7法人の組織・業務の見直し及び見込評価の内容を確認する中で共通して抽出された課題として、主務大臣に対して共通的に指摘を行うこととしてはどうか。

組織・業務の見直し

(共通指摘事項)

○ 見直し内容の中には、措置を講じる事項の内容のみが記載されているものや、措置を講じない事項については何ら記載していないもの等がみられるが、法人が業務を継続して行う意義について国民に対しての説明責任を果たし、国民の信頼と理解を深める観点からは、見直しの結果、措置を講じるか否かにかかわらず全ての事項について、当該法人を取り巻く社会経済情勢などの背景や見直し結果に至った理由を説明すべき。

○ また、組織・業務の見直しは、主務大臣にとって

- ◆ 国の政策における法人の位置づけ
- ◆ 法人のミッション
- ◆ 達成すべき成果

を再確認する機会でもあることから、当該再確認の結果についてはこれらを次期中(長)期目標に的確に反映すること。その際、内閣として取り組んでいる国の重要政策については、その実施部門たる法人の果たすべき役割は大きいことから、当該重要政策における法人業務の位置づけや重みを明確化した上で目標設定を行うこと。

見込評価結果

(共通指摘事項)

○ 目標指針においては、できる限り「アウトカムに着目した」「定量的である」目標を立てることを基本としているが、定性的な目標と関連した定量的な指標と組み合わせた評価とするなどの工夫も可能としているところであり、主務大臣において、業務の特性などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標^{*}であるかを十分に検討した上で、次期中(長)期目標の策定時に適切な目標を設定すべき。

なお、委員会としても、今後の中長期的な課題として、法人の成果を測るにふさわしい目標^{*}の在り方について議論を深めていくこととする。

※ 現時点では、各事業のアウトカムとしてどういった指標が考えられるのか、定量的な指標だけで十分評価ができるのか、効果が生じるまでに時間がかかる事業について目標期間の指標をどのように設定すべきか、実施機関としてどこまでが影響を与えられる効果なのか、などを想定